

所沢市災害ボランティアセンター災害ボランティア登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が災害発生時に所沢市災害ボランティアセンターを設置した際、迅速かつ効果的に救援活動を行えるように、災害ボランティアの登録、研修等についての必要な事項を定めることを目的とする。

（登録の対象となる者）

第2条 自発的な意思で災害ボランティアの活動を希望する個人または団体とする。

（登録の方法）

第3条 災害ボランティアに登録をしようとする者は、所沢市災害ボランティアセンター災害ボランティア登録用紙（様式第1号・様式第2号。以下「登録用紙」という。）を本会会長に提出するものとする。

2 本会会長は、前項の登録用紙の提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、別に定める災害ボランティア事前登録者台帳（様式第3号・様式第4号）に登録するものとする。

3 前項の場合において、未成年者については、親権者等の同意を得た者に限り登録の対象とする。

（登録証の交付等）

第4条 本会会長は、前条第2項の規定により登録をした者（以下「登録者」という。）に所沢市災害ボランティアセンター災害ボランティア登録証（様式第5号・様式第6号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 登録者は、活動を行う際、登録証を常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（研修等の機会提供）

第5条 本会会長は、災害ボランティアとしての活動に関する知識の向上に寄与するため、必要な情報及び研修等の機会の提供に努めるものとする。

（登録者の個人情報）

第6条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するため、本人の同意がある場合に限り、災害時の連絡及び救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

2 登録者に関する個人情報は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に管理するものとする。

（登録の変更）

第7条 登録者は、登録内容に変更があったときは、第3条に規定する手続きをもって、速やかに登録内容を変更する。

(登録の抹消)

第8条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

(1) 登録者から所沢市災害ボランティアセンター災害ボランティア登録辞退届(様式第7号)の提出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、本会会長が登録者として不適格と認めたとき。

2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を本会会長に返還しなければならない。

(保険加入)

第9条 登録者が災害現場で救援活動を行う場合は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は、登録者自身が負担するものとする。

(補償)

第10条 登録者が救援活動中に被った事故等による補償は、前条のボランティア保険の適用の範囲で行うものとする。

(その他)

第11条 災害発生時及び災害発生後の登録についても、この要綱に準じるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。